



## 第1 審査請求の趣旨及び理由

### 1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

### 2 審査請求の理由

審査請求書に記載のとおり。(別添1参照)

## 第2 処分庁の弁明

平成21年6月25日付け、岡中福第820号により処分庁から提出された弁明書に記載のとおり。(別添2参照)

## 第3 請求人の反論

平成21年7月6日付けで提出された反論書(以下「反論書」という。)に記載のとおり。(別添3参照)

## 第4 当庁の認定事実

審査請求書、弁明書、反論書、処分庁から提出のあった請求人に関する保護決定通知書、ケース記録、証拠書類等の物件によれば、次の事実が認められる。

- 1 請求人は、平成21年5月25日の時点で、岡山市北区中央福祉事務所で生活保護を受給している。
- 2 請求人は、XXXXXXXXXXの葬儀の喪主として、葬儀及び納骨を執り行った。
- 3 処分庁は、平成21年5月25日に「のうこつひようおおねがいします」と記載された保護申請書と、手書きの葬儀費用の内訳、業者の作成した葬儀内訳書を受理した。
- 4 平成21年5月25日に、処分庁は、葬儀費用が葬祭扶助基準額を超えることを理由として本件処分を行った。

## 第5 当庁の判断

- 1 葬祭扶助は、法第18条に規定される事項の範囲内において行われるものであり、生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)により、その基準額(以下「葬祭扶助基準額」という。)が定められている。

一方、葬祭等に際して贈与される金銭、いわゆる香典は、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け、厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第8の3（3）により、社会通念上収入として認定することが適当でないものとされている。

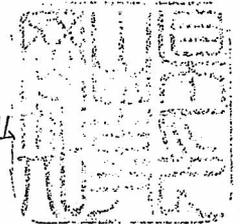
また、葬祭は、地域の慣習、宗教等により様々な方法で行われており、必ずしも葬祭扶助基準額の範囲内で行い得るとはいえず、これら葬祭扶助で賄われない葬祭費については、香典等で補われている場合もあるものと考えられる。

したがって、葬祭扶助の申請に対しては、申請者が蓄えた保護費、香典等をもって、葬祭扶助基準額を超える費用を要する葬祭を行ったとしても、そのことは、申請を却下する理由にはなり得ないと認められる。処分庁は、要保護者が法第4条第1項の補足性の原則に基づき、活用し得る資産等、あらゆるものを活用しても最低限度の生活を維持できない場合には、葬祭扶助の支給の可否について検討する必要がある。

- 2 本件において、処分庁が請求人が行った葬祭が葬祭扶助基準額を超えるということのみをもって却下とした判断は、適正を欠くものである。よって、行政不服審査法第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成21年8月26日

岡山県知事 石井正弘



(教示)

この裁決に不服があるときは、次のことを行うことができる。

- (1) この裁決のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求を行うこと（ただし、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、再審査請求をすることができない。）。
- (2) この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この裁決の前提となる本件処分をした岡山市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となる。）本件処分の取消しの訴えを提起すること（ただし、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができない。）。
- (3) この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この裁決をした岡山県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となる。）この裁決の取消しの訴えを提起すること（ただし、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができない。）。
- (4) (1)から(3)までのいずれについても行うこと。



審査請求書

平成 21 年 6 月 2 日

岡山県知事 石井正弘 殿

審査請求人

住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] (性別: [Redacted] 生年月日: [Redacted] 生) (年齢: [Redacted])

電 話 [Redacted]

F A X [Redacted]

上記代理人

住所 岡山県岡山市北区春日町 5 番 6 号 岡山市勤労者福祉センター 2 階

氏名 弁護士法人 岡山パブリック法律事務所

弁護士 [Redacted]

電 話 0 8 6 - 2 3 1 - 1 1 4 1

F A X 0 8 6 - 8 0 3 - 3 6 7 7

生活保護法に基づく平成 21 年 5 月 25 日付け岡山市北区中央福祉事務所長の葬祭扶助申請却下処分について不服であるから、行政不服審査法 5 条及び生活保護法 64 条により、審査請求をする。

第 1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

平成 21 年 5 月 25 日付け岡山市北区中央福祉事務所長の葬祭扶助申請却下処分を取り消す。



との裁決を求める。

## 2 審査請求の理由

### (1) 生活保護受給

審査請求人は肩書住所地に同居人[ ]とともに居住して生活保護(生活扶助・住宅扶助)を受給している。

### (2) 死亡者との関係

審査請求人は父[ ]( [ ] 生・ [ ] [ ] 戦死)と母[ ]( [ ] 生・ [ ] [ ] 死亡)との間の子として出生したが、父の戦死後、同人の弟[ ]( [ ] 生・ [ ] 死亡)と[ ]が昭和20年3月20日婚姻したため、[ ]の新戸籍に[ ]に随い入籍した。[ ]と[ ]の間には4人の子が出生した。

### (3) 納骨費用

審査請求人は[ ]が[ ]に死亡したため、喪主として葬儀を執り行った。葬儀費用[ ]円であったが、これは香典により賄った。しかし、納骨費用としてあと[ ]円(領収証はないが、[ ]円を[ ]所在の[ ]に納めている。)が必要であったため、平成21年5月25日に葬祭扶助の申請をしたが却下された。結局、納骨費用は審査請求人が拠出したが、現在、所持金はほとんどない状況である。

### (4) 生活保護法等の規定との関係

ア(7) 生活保護法18条1項は次のとおり規定する。

葬祭扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 検案
- 二 死体の運搬

### 三 火葬又は埋葬

#### 四 納骨その他葬祭のために必要なもの

(イ) 生活保護法 37 条 1 項本文は次のとおり規定する。

葬祭扶助は、金銭給付によって行うものとする。

(ウ) 告示別表第 8 によれば一級地及び 2 級地の大人の葬祭扶助基準額は 199,000 円以内である。

イ 審査請求人は破産手続を控えた生活保護受給者であるから「困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者」であり、上記納骨費用は「納骨その他葬祭のために必要なもの」である上、葬祭扶助基準以下の金額である。これに対し、岡山市北区中央福祉事務所は葬儀費用と納骨費用の合計額が葬祭扶助基準額の 199,000 円以内でなければならないことを摘示するが、葬儀費用自体は香典で賄い納骨費用についてだけ葬祭扶助申請をすることは結局、葬祭扶助の範囲内で葬祭が執り行われたとも言え、福祉事務所の負担を加重するものではなく、また、審査請求人としても不当な利得を得たということはいえないこと等反論することが十分可能である。

#### (5) 結論

以上から審査請求人は本請求に及んだ次第である。

#### 第 2 処分を知った日

平成 21 年 5 月 25 日

#### 第 3 処分庁の教示の有無及びその内容

「この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に岡山県知事に審査請求することができます。」との教示があった。

添付書類以下省略



岡中福第 820 号  
平成21年6月25日

審査庁 岡山県知事 石井 正弘 様

処分庁 岡山市北区中央福祉事務所長 田中 秀夫



弁 明 書 ( 正 ) ・ 副 )

(一) 事件の表示

審査請求人 [REDACTED] (以下「審査請求人」という。)が平成21年6月2日付けで提起した処分庁が平成21年5月25日付けで行った生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)に基づく保護の決定処分についての審査請求。

(二) 弁明の趣旨

『本件審査請求を棄却する』との裁決を求める。

(三) 弁明の内容

葬祭費用及び納骨費用がともに葬祭扶助であることは、法第18条第1項の規定のとおりであり、葬儀費用として一体のものとして取り扱うべきである。

また、法第8条第1項は「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことができない不足分を補う程度において行うものとする」と規定している。つまり、生活保護は、厚生労働大臣が定める基準内の需要のうち本人の金銭又は物品で満たせない部分を行うべきと解釈される。当然葬祭扶助も法第8条第1項の規定により、厚生労働大臣が定める葬祭扶助基準¥199,000(平成21年度基準)内の需要を基とし、そのうち本人の金銭又は物品で満たせない部分に対して行うべきと考えられる。

しかし本件は、葬祭扶助基準を超える葬儀費用の需要に対して、そのうちの本人の金銭又は物品で満たせない部分についての保護申請である。本件事例のごとく葬祭扶助基準を著しく超える葬祭を行った場合まで、その収入で不足する部分に葬祭扶助で対応することは、法第8条第1項で規定している「基準及び程度の原則」に反すると言わざるを得ない。

本人の金銭又は物品で満たせない部分のみが、葬祭扶助基準内であるから保護を行うべきという解釈は、法第8条第1項の規定に反し適当ではないと思料する。

よって、本件処分に違法又は不当な点はなく、適法かつ正当な処分である。





正  
本

岡中福第 820 号

処分庁 岡山市北区中央福祉事務所長 田中秀夫

反 論 書

平成 21 年 7 月 6 日

岡山県知事 石井正弘 殿

審査請求人代理人弁護士 [Redacted]

審査請求の趣旨及び理由は平成 21 年 6 月 2 日付け審査請求書記載のとおりであるけれども、今般、処分庁より弁明書が提出されたため、行政不服審査法 23 条に基づき本書面により反論を行う。

第 1 弁明書に対する反論

1 弁明の内容概略

弁明の内容は概略、本審査請求が生活保護法 8 条 1 項において規定している「基準及び程度の原則」に反するという事にある。

2 反論

しかし、以下述べる通り、本件葬祭扶助請求は生活保護法 8 条 1 項において規定している「基準及び程度の原則」には反せず、むしろ、「基準及び程度の原則」に合致するものである。

(1) 生活保護法 8 条 1 項は「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことので



きない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定するけれども、この生活保護法8条1項は当然、前提とする「日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長すること」という生活保護法1条に規定する目的に基づいて解釈されなければならない。

(2) このような観点からすれば、保護の具体的実施に当たって、最低生活を平等に保障するためには、どの対象者に対し、どの程度の保護が必要であるか、予め客観的な基準で定められている必要があり、仮に、客観的基準が定められていなければ、保護の内容は、各実施機関の主観によって左右されることとなり、国民に対し最低生活を平等に保障するという生活保護法の理念を全うすることは困難となるため、生活保護法8条1項は予め生活保護の客観的基準を定めたものということになる（栃木県弁護士会編「生活保護法の解釈と実務」（平成20年、ぎょうせい）38頁～）。

(3) そうであれば、仮に葬祭料の総合計が葬祭扶助の基準を超えるものであっても、予め定められた葬祭扶助基準の範囲内であれば何ら問題がない上、むしろ、葬祭料の総合計が葬祭扶助の基準を超えるものである場合には葬祭扶助をしないとする客観的基準を定める法律上の規定は存在しない以上、福祉事務所は対象者が生活保護法18条の葬祭扶助を請求する場合には予め定められた客観的基準に従って扶助しなければならないとすべきである。

(4) 以上からすれば、本件における審査請求人の審査請求には理由がある以上、岡山市北区中央福祉事務所長の弁明を排斥し、速やかに審査請求の趣旨を容れられたい。

以上